

全日本マーチングコンテスト島根県大会実施規定

(総 則)

第1条 全日本マーチングコンテスト島根県大会は島根県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加し、毎年中国大会開催日の3週間以前に実施する。

第2条 実施会場地は理事会に図り総会においてこれを定める。

(実施部門および参加資格)

第3条 実施部門は次の通りとする。

- ①中学生の部
- ②高等学校以上の部
- ③フリーの部

第4条 1 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

① 中学生の部

同一中学校に在籍、または校外外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童は認める)

ただしフリー部門においては合同バンドを認める。

②高等学校以上の部

<高等学校>

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

<大学>

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。

ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

<職場>

同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含むそれぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

<一般>

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

ただしフリー部門においては合同バンドを認める。

2 同一部門において、出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(演奏・演技)

第5条 出演順序は実行委員会が抽選により決定する。

第6条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。

2 指揮者は置いてもよい。

第7条 ①中学生の部、高等学校以上の部

木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。

なお、手具・ピット楽器の使用については、大会の基本理念に沿うこと。大道具の使用は禁止する。

②フリーの部

木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。

ただし、手具の使用・演奏形態・服装は自由とする。

第8条 演奏時間は中学生の部、高等学校以上の部については6分以内、フリーの部については8分以内とする。
なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第9条 演奏曲は任意とする。

第10条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。

（注）1）作曲家の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2）編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第11条 中学生の部、高等学校以上の部の参加団体においては別に定めた規定課題を出演者全員が行う。ただし、事情がある場合は事前に届出をすること。原則として、規定課題の実施中、ドラムメイジャーは隊列の先頭に位置し、指揮を行う。ドラムメイジャーの他に指揮者を置く場合、指揮者は規定課題をしなくても良い。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟が発表する。

（審査・表彰）

第12条 審査員は理事会において人選し、これを会長が委嘱する。

審査員の数は原則として5名とする。審査方法は総会の定める全日本マーチングコンテスト島根県大会審査内規による。

第13条 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

（県代表）

第14条 県代表は全日本マーチングコンテスト島根県大会審査内規に従い、以下に示す手順に従って選出する。

推薦する団体数は、前年度の出場数に応じて中国吹奏楽連盟において比例配分により決定された団体数とする。

ただし、中国大会が島根県で開催される場合は1団体増とする。

1. 中学生の部、高等学校以上の部から最も得点の高い団体をそれぞれ1団体。

中学生の部、高等学校以上の部から最も得点の高い団体を除き、得点の高い順に代表数に達するまで選考する。

2. 同点団体が代表団体定数を上回る場合は、いずれの場合も審査員の投票によってこれを決定する。

（その他）

第15条 コンテストの実施にあたって共催または後援団体をもつことができる。

第16条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第17条 この規定は総会の議決により改定することができる。

平成14年6月28日

改定

平成16年1月15日 平成16年6月25日 平成17年4月22日 平成19年2月8日 平成21年2月19日
平成21年6月19日 平成22年4月23日 平成27年4月17日 平成27年6月19日 令和5年4月21日